



わくわくにこにこ

令和7年10月17日
発行：南畠小学校
No.7
文責：校長

(学校教育目標) 元気 考える 優しい
～わくわく にこにこ いっぱい～

(目指す学校像)

児童一人ひとりが自分の色と明るさで輝く学校



児童は、6年生を中心とする秋祭りを終え、今月末の「赤とんぼ発表会」に向け、そろそろ仕上げの段階を迎えています。音楽が苦手な子、音楽が得意な子といろいろな児童がいると思いますが、自分の努力したことを信じて、本番では全力を出し切り、満足の笑顔になってほしいと思います。

少々前になりますが、8月27日（水）、6年生の集会で「まじめは宝 正しきは力 優しさは強さ」について話をしました。私が中学校に勤務していた時に、生徒との話、特に中学3年生との進路面談の中で見つけたものです。ぜひ、お子様と「まじめは宝 正しきは力 優しさは強さ」について、話しをしてみてください。

【まじめは宝】

「まじめ」というと「つまらない」「おもしろくない」と子どもたちは言いますが、自分の進路を目の前に、「やることはやる」「時間を守る（早めの行動）」などと、「まじめ」という言葉は使いませんが、皆、自分の夢を叶えるためには、「まじめ」に日々の生活に取組むことが基本だと、口をそろえて言っていました。



【正しきは力】

「正しき」とは、ルールやきまりを守ることだとはわかると思います。

ここで言う「正しき」とは、周りの情報や他の人の意見を基に、自分と対話をして、何が正しいかを見極めることです。また、自分の実力を發揮するためには、自分の適性を知り、自分に合った正しい方法で努力しなければなりません。

すなわち、何が正しいかを冷静に判断する。そして、自分の力を発揮するためには、自分にとっての正しい努力の仕方を理解することが必要だということです。

【優しさは強さ】

「優しさ」とは、相手を認め、尊重し、協力して互いに支え合うこと。

また、その協力においては、自分が○○したからと、みかれりを期待せず、自分の力をみんなのために役立てたことにに関する喜びを感じられることが大切となります

そして、その喜びは、どんなに苦しく辛くても命を大切にし、決してあきらめずに生き抜く強さの源となります。



11月の行事予定



日	曜	行事
10/31	金	赤とんぼ発表会（校内）普4
11/1	土	赤とんぼ発表会（公開）普3
2	日	
3	月	文化の日
4	火	振替休業日
5	水	委員会 3年消防署見学 あそび隊3~6年
6	木	全校集会
7	金	普5
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	体育集会
12	水	クラブ 市内音楽会（4年）
13	木	普4
14	金	県民の日（閉庁日）
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	児童集会 避難訓練 懇談会（中）
19	水	クラブ
20	木	なんばタイム 懇談会（低・つ）あそび隊12年
21	金	懇談会（高）
22	土	
23	日	勤労感謝の日
24	月	振替休日
25	火	
26	水	委員会 西部地区音楽会（6年2組参加） あそび隊3~6年
27	木	月曜日課
28	金	集金日 入学準備委員会 2年校外学習
29	土	
30	日	

生活目標 「本をたくさん読もう」
保健目標 「寒さに負けない健康な体をつくろう」

【お知らせとお願い】

◆赤とんぼ発表会（公開）について

日時：11月1日（土）

場所：本校体育館

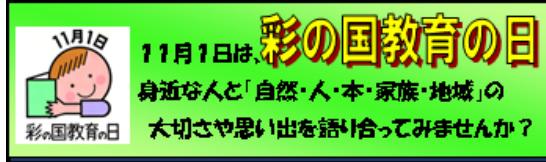
日程： 8：20 会場

8：50 開演

11：15 終演

※保護者の方の参観に制限は設けません。

※詳細は、9月26日配布のお手紙、後日配布のプログラムをご確認ください。



◆懇談会について

2学期懇談会を次の日程で実施いたします。学年も折り返し地点を過ぎ、各学級次年度への進級に向けて目標を立てて取り組んでいます。

ご家庭に、学級・学年の様子をお伝えし、今までの成長を共有するとともに、よりよくするための課題についても共通認識をして、児童のよりよい学校生活につなげたいと考えております。ぜひご参加ください。

(1) 11月18日（火）：3・4年生

(2) 11月20日（木）：1・2年生・つばさ学級

(3) 11月21日（金）：5・6年生

※詳細は、本日配信の「懇談会のお知らせ」をご覧ください。

◆個人面談について

12月3日（水）～10日（水）に個人面談を行います。ご家庭より10月末に面談希望日をご提出いただき、各学級で面談日程を組ませていただいております。

該当学年には、全国学力学習状況調査（6年）、埼玉県学力学習状況調査（4～6年）結果を配布し、お子さんの学習の状況や、生活の様子をお話させていただきます。

◆11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じことがあります。

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたら一人で悩まず相談・通報してください。



「KOBATON」